苦情等事案6件及び委員意見1件の検討結果について

	No.	局所	苦 情 内 容 等	検討結果
	1	群馬	平成22年4月7日に車検の有効期間が切れるため、同年3月中に修理工場で車検を受けて車検証の交付を受けた。その際、修理工場から「4月に自動車重量税が安くなるが、3月中に車検を受けて多く納税しても後で還付される」と聞いていた。しかし車検証が交付された後で群馬運輸支局に確認したところ自動車重量税は、車検証が交付されるまでに納税しなければならないもので、還付はないとの回答であった。車検可能な同一期間内において、自動車重量税額が異なることに納得できない。	修理工場のミスにより間違ったことが伝えられたことが原因であるが、そのようなことが何故起こったのか状況を調査した上で、修理工場等車検事業者への周知の必要性を関係機関と調整する。
苦情	2	東京	トライアル雇用で求人申し込みを行い、採用者が決定したため、当該採用者に関する奨励金受給の手続きを進めようとしたところ、ハローワークから求人申し込みの際トライアル雇用であるとの申出(口頭)がなかったので支給対象とすることはできないと言われた。 トライアル雇用で申し込んだという認識であり給付金を支給してほしい。	求人申し込みの際、口頭で確認しているためのトラブルであり、このようなトラブルが生じているにもかかわらず口頭で確認を続けることは問題であり、口頭での確認事項を書面による簡易な方法で確認するなど確認方法の工夫ができないか検討した上で関係機関と調整する。
	3	群馬	現在、放送大学を休学しているが、復学の準備のため同大学群馬学習センター図書館を通じ放送大学付属図書館(千葉市)にある本の貸出を依頼したが、同大学の図書館利用細則により休学中の学生には貸出しはできず、閲覧も受けられないと言われた。 休学中でも勉強したい学生はいることから休学中の学生にも貸出と閲覧ができるようにしてほしい。	放送大学学習センター図書室利用細則では、学習センター所長の許可を 得た者は利用できると規定されていることから、この規定を利用して、個々 のケースに応じて必要であると認められる場合には、貸出等ができないか 放送大学と調整する。

	No.	局所	苦 情 内 容 等	検討結果
	4	千葉	高年齢者雇用開発特別奨励金の受給を見込んで千葉公共職業安定所の紹介で69歳の求職者を採用し、採用後に奨励金の受給申請を行ったところ、千葉労働局から当該採用者は、採用日において他の事業所と週20時間以上の雇用関係があったため支給対象とならないと言われた。 公共職業安定所は、求職者を紹介する際、他の事業所との雇用関係等奨励金の不支給理由に該当するものがないか事業主に知らせてほしい。	高年齢者雇用開発特別奨励金の受給を見込んで求職者を採用しても、 採用後の申請をしなければ奨励金が受給できるか否か判明しない状況と なっていることから、求職者の了解を取った上で、求職申込書に記載事項 である他の事業所との雇用関係を教示するなど情報提供の在り方につい て工夫ができないか検討した上で関係機関と調整する。
苦情	5	新潟	新潟県公安委員会では、猟銃の所持許可の更新に必要な技能講習を行うため群馬県の射撃場と契約しているが、多くの交通費と時間を要するため、居住地に近い長野県の射撃場での技能講習が行えるようにしてほしい。 更に、猟銃の所有者が、最寄りの都道府県公安委員会が指定した射撃場であればどこでも技能講習を行えるようにしてほしい。	管内の猟銃所有者が居住都県以外の近隣都県の射撃場で技能講習を 受けたいとする要望がどの程度あるか把握した上で、必要最小限の範囲で 技能訓練を受講できる射撃場の範囲を拡大することができないかについて 関係機関と調整する。
	6	茨城	新築建物について、平成24年3月に水戸地方法務局つくば出張所で表題登記を行った後、同年4月3日に同出張所で所有権保存登記をしようとしたところ、同年4月1日に所有権保存登記の登録免許税に係る新築建築物課税標準価格認定基準表が大幅に改定されていることがわかった。3月から4月にかけて何度もつくば出張所に出向いたが、改定があったことについての周知はまったくされていなかった。課税標準価格を改定する際は、事前に周知を徹底してほしい。	平成24年4月1日の改定に係る水戸地方法務局つくば出張所の周知の 仕方が不十分であったことはあきらかであり、水戸地方法務局の管内各支 局、出張所への周知の指示が的確であったか否かを茨城行政評価事務所 で確認した上で、水戸地方法務局と調整を行い、つくば出張所において周 知がされなかっただけであれば、今後つくば出張所に対し周知を徹底する よう求めることとした。
意見	7		山梨県では、道路上に周囲から樹木の枝が張り出したまま 放置されている場所がよくあり、これを避けようとして車が中央 線を越えるなどの危険な状況もみられる。 このような場所が放置されている原因の一つとして国等の道 路管理者が所有者の許可を得なければ樹木の伐採等の対応 ができないことが考えられる。 交通安全上危険を防止するために特に必要があると道路管 理者が判断した場合は、所有者の許可を得ずとも伐採等が行 えるよう何らかの処理基準を示すことが必要ではないか。	交通に支障があるような場所をそのまま放置しておくことは問題であり、 山梨県内にどのくらい同様の危険な箇所があるか確認した上で、山梨行政 評価事務所において、県内関係機関と危険性の判断基準を作成する必要 があるかを含めて対応策を協議することとした。